

山梨県公報

第二千七百十三号

平成二十九年

七月十三日

木曜日

目次

告示

- 家畜伝染病の発生……………五三五
- 家畜等の移動を禁止する区域の指定……………五三五
- 県営土地改良事業計画の決定……………五三五
- 道路の区域変更……………五三六
- 建築基準法の基づく道路位置指定(二件)……………五三六
- 収入証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………五三六

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(四件)……………五三六
- 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………五三八
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………五四〇
- 国土調査の成果の認証……………五四〇

公安委員会

- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………五四一
- 指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………五四一

その他

- 一般競争入札について……………五四一

告示

山梨県告示第二千二百二十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事

後藤

斎

家畜伝染病の種類

患畜又は

発生群数

発生場所

発生年月日

| 病の種類 | 擬似患畜の区分 |
|------|------------|
| 腐蛆病 | みつばち |
| | 患畜 |
| | 五群 |
| | 都留市 |
| | 平成二十九年七月三日 |

山梨県告示第二千二百二十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定区域 都留市十日市場(入田、山梨、上の山、西海道、名主目、溝黒、日向山、市部及び下原の地域に限る。)、同市夏狩、同市鹿留(山王子、道地、西早作、芝草、東早作、久保、宮下、馬場、反保川原、反保、松原、新井、新井上、新井川原、門瀬、こし、小渡原、小渡、城山、浜川、上の山、勤能、岩鼻、門瀬上、天神の上及び白毛沢の地域に限る。)、同市境(堂路、森橋、下反保、天神下、作神海道、山岸、中曾根、矢下及び大平の地域に限る。)、及び同市加畑(長尾の地域に限る。)、並びに南都留郡西桂町倉見(東海戸道下、溝下、正縄木、内屋敷、堀、西海戸道下、西海戸道上、前田、峰岸、東海戸道上、天久保、洞山、宝養寺山、小屋ノ入及び谷下の地域に限る。)、同町小沼(長塚、郷土、四方内、殿田、柿園及び本町の地域に限る。)、及び同町下暮地(開途、尾尻、宮の前、入田、滝入、宮作、京仕免、矢花、大久保、森沢、湯の沢、前野、奥野及び湯の沢奥野の地域に限る。)
- 指定家畜の種類 指定区域で飼育されているみつばち
- 指定の概要
- 指定の期間 平成二十九年七月三日から当分の間
- その他必要な事項 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二千二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農業競争力強化基盤整備事業茅ヶ岳西麓地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年七月二十日から同年八月十七日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年八月十八日から同年九月一日まで

山梨県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------------------------|--------------|------|-----------------|--------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 大月市七保町瀬戸字入川一七九二番一地从先から | | 一二・〇 | 二三・四 | 三一・五 |
| 大月市七保町瀬戸字入川一七九二番一地从先まで | 二〇・三 二八・九 | | | |

山梨県告示第二百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年七月五日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市下吉田東一丁目二千九百二十三番九
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル

四 指定道路の延長 五十二・四六メートル

山梨県告示第二百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年七月六日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市旭二丁目三千四百四十一番一
- 三 指定道路の幅員 最大六・一五メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 七十九・一八メートル

山梨県告示第二百二十六号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙指定売りさばき人の収入証紙の売りさばき場所について、次のとおり変更することを認めた。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

| 変更前 | 変更後 | 住 所 | 氏 名 | 変更年月日 |
|----------------|------------------------|-----------------|------------------------|-------------|
| | | | | |
| 甲府市丸の内一丁目九番十一号 | 甲府市丸の内二丁目十四番十三号ダイタビル三階 | 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 | 公益財団法人山梨県防犯協会 会長 丸 茂紀彦 | 平成二十九年六月三十日 |

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年六月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人都留市体育協会
 - 2 代表者の氏名 天野雄次
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市田原三丁目八番三十六号都留市民総合体育館内
 - 4 定款に記載された目的 本会は、スポーツを振興して市民の体力の向上とスポーツ文化の高揚を図り、民主的で文化的な社会の建設に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年七月五日から同年八月五日日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年六月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人富士山クラブ
 - 2 代表者の氏名 奥島孝康
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、富士山の抱える環境問題の解決に向けた活動と情報発信を通して、国内外の諸団体、市民、行政及び企業との幅広いネットワークを構築し、環境保全に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年七月五日から同年八月五日日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年六月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人黒平自然の森学校
 - 2 代表者の氏名 猪股秀男
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市黒平町十三番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、広大な自然に囲まれた黒平を愛する大人から子供まで幅広い年齢層を対象に、広く自然の中での体験活動や環境教育等を通して、人材育成及び過疎高齢化が抱える深刻な課題に対する調査研究や政策提言、また、地域活性化を目指す住民活動支援やその担い手の育成等の事業を行い、山里再生、まちづくり、環境保全に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年七月五日から同年八月五日日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年六月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人天使のおもちゃ図書館はばたき
 - 2 代表者の氏名 天野徳江
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市桂町千百四十二番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、障害児（者）に対して、自立及び療育に係る福祉サービス事業を行い障害児（者）の自立と地域社会及び行政の理解を深め、障害児（者）が地域で普通の暮らしを送るために寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年七月六日から同年八月六日まで

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十九年七月十三日

山梨県知事 後 藤

斎

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成二十八年度の決算を次のとおり公表する。

平成二十九年六月二十六日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 田 辺

篤

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合法定款第5条の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年 6月26日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 田辺 篤

損益計算書の要旨

(単位：千円)

| 経理区分 | 短期 | 厚生年金 保険 | 退職等 年金 | 経過的 長期 | 経過的長期 預託金管理 | 業務 | 保健 | 宿泊 | 貯金 | 貸付 | 財形 | |
|------------|------------|------------|-----------|-----------|----------------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|-----|
| 収 入 | 負担金 | 2,983,176 | 8,219,428 | 449,961 | 111,183 | | 120,992 | 113,671 | | | | |
| | 介護分 | 241,974 | | | | | | | | | | |
| | 掛金・組合員保険料 | 3,006,625 | 5,231,588 | 449,956 | | | | 110,665 | | | | |
| | 介護分 | 247,614 | | | | | | | | | | |
| | 施設収入・商品売上 | | | | | | | 321,932 | | | | |
| | 利息及び配当金 | 244 | | | | 98,680 | 220 | 197 | 1,166 | 440,403 | 1 | 1 |
| | 介護利息 | 1 | | | | | | | | | | |
| | その他収入 | 390,607 | | | | | 57,364 | 42,305 | 231 | 57,090 | 111,879 | 216 |
| | 他経理から繰入金 | | | | | | 21,484 | | 32 | | | |
| | 前年度繰越支払準備金 | 468,099 | | | | | | | | | | |
| 計 | 7,338,340 | 13,451,016 | 899,917 | 111,183 | 98,680 | 200,060 | 266,838 | 323,361 | 497,493 | 111,880 | 217 | |
| 支 出 | 給付金 | 3,068,641 | | | | | | | | | | |
| | 役職員給与 | | | | | 83,898 | 24,857 | 3,151 | 23,899 | 6,837 | | |
| | 旅費・事務費 | | | | | 5,917 | 3,679 | 1,210 | 1,243 | 760 | | |
| | 商品仕入 | | | | | | | 6,165 | | | | |
| | 飲食材料費 | | | | | | | 58,406 | | | | |
| | 委託費 | | | | | 2,954 | 1,457 | 119,642 | 25 | 25 | | |
| | 支払利息 | | | | | 98,680 | | | 358,598 | 98,679 | 216 | |
| | 連合会払込金 | 80,764 | | | | | | | | 5,097 | | |
| | 連合会拠出金 | 291,562 | | | | | | | | | | |
| | 老人保健拠出金 | 27 | | | | | | | | | | |
| | 退職者給付拠出金 | 76,462 | | | | | | | | | | |
| | 前期高齢者納付金 | 1,770,933 | | | | | | | | | | |
| | 後期高齢者支援金 | 1,181,667 | | | | | | | | | | |
| | 介護納付金 | 499,342 | | | | | | | | | | |
| | 他経理へ繰入金 | 21,484 | | | | | | | | | | |
| その他支出 | 2,578 | 13,451,016 | 899,917 | 111,183 | | 86,796 | 227,035 | 148,399 | 6,863 | 3,998 | | |
| 次年度繰越支払準備金 | 466,368 | | | | | | | | | | | |
| 計 | 7,459,828 | 13,451,016 | 899,917 | 111,183 | 98,680 | 179,565 | 257,028 | 336,973 | 390,628 | 115,396 | 216 | |
| 差引当期利益金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,495 | 9,810 | △ 13,612 | 106,865 | △ 3,516 | 1 | |
| 差引当期短期利益金 | △ 111,477 | | | | | | | | | | | |
| 差引当期介護利益金 | △ 10,011 | | | | | | | | | | | |
| 年度末支払準備金 | 466,368 | | | | | | | | | | | |

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

| 経理区分 | 短期 | 厚生年金 保険 | 退職等 年金 | 経過的 長期 | 経過的長期 預託金管理 | 業務 | 保健 | 宿泊 | 貯金 | 貸付 | 財形 | |
|---------------------------------|-----------|------------|-----------|-----------|----------------|-----------|---------|-----------|------------|------------|-----------|--------|
| 資 産 | 流動資産 | 1,973,680 | 0 | 0 | 0 | 70,571 | 251,569 | 416,221 | 819,052 | 4,532,617 | 92,653 | 1 |
| | 固定資産 | | | | | 3,896,071 | 2,994 | 107 | 1,240,602 | 28,332,962 | 3,994,090 | 21,515 |
| 資 産 合 計 | 1,973,680 | 0 | 0 | 0 | 3,966,642 | 254,563 | 416,328 | 2,059,654 | 32,865,579 | 4,086,743 | 21,516 | |
| 負 債 | 流動負債 | 326,045 | 0 | 0 | 0 | 1,300 | 118,308 | 33,386 | 30,759,448 | | 344 | |
| | 固定負債 | 466,368 | | | | 3,966,642 | 61,729 | 28,427 | 17,366 | 3,972,022 | 21,515 | |
| | 負債合計 | 792,413 | 0 | 0 | 0 | 3,966,642 | 63,029 | 146,735 | 33,386 | 30,776,814 | 3,972,366 | 21,515 |
| 資 本 | 資本剰余金 | | | | | | | | 1,381,899 | | | |
| | 利益剰余金 | 1,181,267 | | | | 191,534 | 269,593 | 644,369 | 2,088,765 | 114,377 | 1 | |
| | 資本合計 | 1,181,267 | | | | 0 | 191,534 | 269,593 | 2,026,268 | 2,088,765 | 114,377 | 1 |
| 負 債 ・ 資 本 合 計 | 1,973,680 | 0 | 0 | 0 | 3,966,642 | 254,563 | 416,328 | 2,059,654 | 32,865,579 | 4,086,743 | 21,516 | |

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 平成二十九年七月十三日

一 届出者 山梨県知事 後 藤 斎

| | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 | 住所 |
| MULプロパティ株式会社 代表取締役 葛谷悦敏 | 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十二番二 十四号 |

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ユニクロ甲斐アルプス通り店
 - (二) 所在地 山梨県甲斐市西八幡字東冷間千四百三十四番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

| | |
|---------------------------|-----------------|
| 氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 | 住所 |
| 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正 | 山梨県山口市佐山七百十七番地一 |

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年三月四日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千五百平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 七十七台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 十七台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 四十八平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 十七立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前十時（セール日にあつては、午前八時三十分）
 - (2) 閉店時刻 午後八時（セール日にあつては、午後九時四十五分）
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで（セール日にあつては、午前八時から午後十時まで）
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 四箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午前九時三十分まで（セール日にあつては、前日の午後八時三十分から午後十時まで）
 - 三 届出年月日 平成二十九年七月三日
 - 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 - 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年十一月十三日まで
- 国土調査の成果の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
- 平成二十九年七月十三日
- 山梨県知事 後 藤 斎
- 一 調査を行った者の名称 大月市
 - 二 調査を行った時期 平成十五年六月十九日から平成十六年十月十四日まで
 - 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
 - 四 調査を行った地域 大月市富浜町鳥沢の一部
 - 五 認証年月日 平成二十九年七月六日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十九年七月十三日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条各号列記以外の部分中「公安委員会が」を削り、「ものとして」の下に「公安委員会が」を加え、同条第十二号中「又は人の移動の用に供するロボットの实証実験」を「人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年七月二十日から施行する。

山梨県公安委員会告示第八十一号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、一般財団法人山梨県交通安全協会山梨自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十三日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

- 一 変更後の代表者の氏名 坂本政彦
- 二 変更年月日 平成二十九年六月十三日

その他

● 山梨県道路公社公告第三号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十九年七月十三日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 風 間 辰 也

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 雁坂トンネル防災制御システム設備端末機器更新工事
- 2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦から埼玉県秩父市大滝地内まで
- 3 工事概要 防災制御システム更新工事（ユニット一―二、一―三） 火災検知器更新工 三十六台 I/Oコントローラー更新工 五十台 L側伝送中継器更新工 一台 赤色表示灯盤更新工 一台 防災受信盤及び防災現地盤改造工 一式
- 4 工期 平成二十九年八月二十八日から平成三十年三月二十六日まで
- 5 予定価格 九千六百二十三万八千八百円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成二十九年七月二十一日（金）から同月二十七日（木）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページに より配布する一般競争入札公告、設計図書等による。
(URL) <http://www.fruits.ne.jp/~karisaka/nyusatsujobou.html>

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番